

十日町市小規模工事等受注希望者登録要綱

(目的)

第1条 市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）において、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象となる小規模工事等)

第2条 発注の対象となる小規模工事等は、内容が軽易で履行の確保が容易と認められるもので、1件の契約金額が50万円以下のものとする。

(受注できる者)

第3条 小規模工事等を受注できる者は、小規模工事等の受注を希望し、あらかじめ小規模工事等受注希望者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者とする。

(登録できる者)

第4条 受注希望者として登録することができる者は、建設業許可の有無及び従業員数は問わないものとするが、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 十日町市内に主たる事業所又は住所を有する者
- (2) 十日町市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年十日町市告示第10号）第6条第1項の規定に基づく入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格や免許等を有する者
- (5) 破産者にあつては、復権を得ている者

(登録)

第5条 名簿への登録を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模工事等受注希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 市税の納税証明書（滞納が無いことがわかるもの）

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により登録の申請があつたときは、申請内容を審査して名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は原則として1年間とする。ただし、市長が再申請は要しないと判断した場合は、それまでの有効期間の登録内容を引き継ぐものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 名簿に登録された者は、登録事項に変更があつたとき、事業を廃止したとき又は受注を希望しなくなったときは、小規模工事等受注希望者登録事項変更届（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当した場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 業務の履行に際して不正又は不誠実な行為があった場合
(登録者の取扱い)

第9条 市は、小規模工事等の発注の業者選定に際しては、原則として名簿に登録された者の中から選定するものとする。ただし、有資格者名簿に登録された者の中から業者を選定することを妨げないものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月15日から施行する。